

委託契約書(案)

茨城空港利用促進等協議会(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、「平成30年度茨城空港サイクリングサポートカー運行委託事業」について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託事業)

第1条 甲は、次の業務(以下「委託業務」という。)の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 平成30年度茨城空港サイクリングサポートカー運行委託事業
- (2) 実施期間 契約締結の日から平成31年2月28日まで
- (3) 実施方法 別添「茨城空港サイクリングサポートカー運行委託事業仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり

(委託事業の実施)

第2条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

(委託費)

第3条 甲は、委託業務に要する費用(以下「委託費」という)として、金_____円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

(委託費の支払)

第4条 甲は、委託業務の完了又は中止の承認後、その額が確定した後に、乙の請求により30日以内に委託費を支払うものとする。

- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、必要と認められる委託費の90パーセントを超えない金額を概算払することができる。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、甲と協議のうえ、概算払請求書(別紙様式1)を甲に提出するものとする。

(契約保証金)

第5条 甲は、乙の納付すべき契約保証金を免除する。

(再委託の制限)

第6条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(事業完了報告)

第7条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了の日から起算して20日以内または平成31年2月28日のいずれか早い日までに、委託業務完了報告書（別紙様式2）に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。

(適合の検査及び通知)

第8条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出があったときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託費が前条に規定する委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託業務の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、直ちに乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第7条から第9条までの規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第11条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(損害の賠償)

第12条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の実施に際して知りえた事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第15条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から5年間保存するものとする。

(委託業務の報告等)

第 16 条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(著作権)

第 17 条 乙がこの委託業務の実施により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

(契約の解除等)

第 18 条 甲は、乙がこの契約を履行しないとき又はこの契約に違反したときは、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 当該解除によって生じた損害については、甲はその責めを負わないものとする。

(疑義の処理)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

(管轄裁判所)

第 20 条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、被告となる当事者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

茨城県水戸市笠原町978番6

甲

茨城空港利用促進等協議会

会長 大井川 和彦

乙

特 約 事 項

1 受託者の責務

委託業務を実施するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を実施するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報の目的外使用及び外部提供の禁止

委託業務を実施するため収集し、作成した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 複写又は複製の禁止

委託業務を実施するに当たり個人情報が記載された帳票等（紙による帳票のほか、磁気ディスク、磁気テープその他の電子的記録媒体により一定の事項を記録することができる方法により記録されたものを含む。）がある場合には、複写又は複製してはならないこと。

5 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、甲の指示を受けること。

別紙様式1（第4条関係）

平成 年 月 日

茨城空港利用促進等協議会

会長 大井川 和彦 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

平成30年度茨城空港サイクリングサポートカー運行委託事業

概算払請求書

のことについて、平成30年度茨城空港サイクリングサポートカー運行委託事業契約に基づき、事業費の概算払を請求します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 月別所要見込額

月	所要見込額	主な内容
	円	

3 概算払請求額

<振込先>

銀行名： 銀行

支店名： 支店

預金の種類：

口座番号：

名義人（ふりがな）：

平成 年 月 日

茨城空港利用促進等協議会

会長 大井川 和彦 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

委託業務完了報告書

平成30年 月 日付け委託契約に基づく「平成30年度茨城空港サイクリングサポート
カー運行委託事業」が完了したので、成果品を添えて報告します。